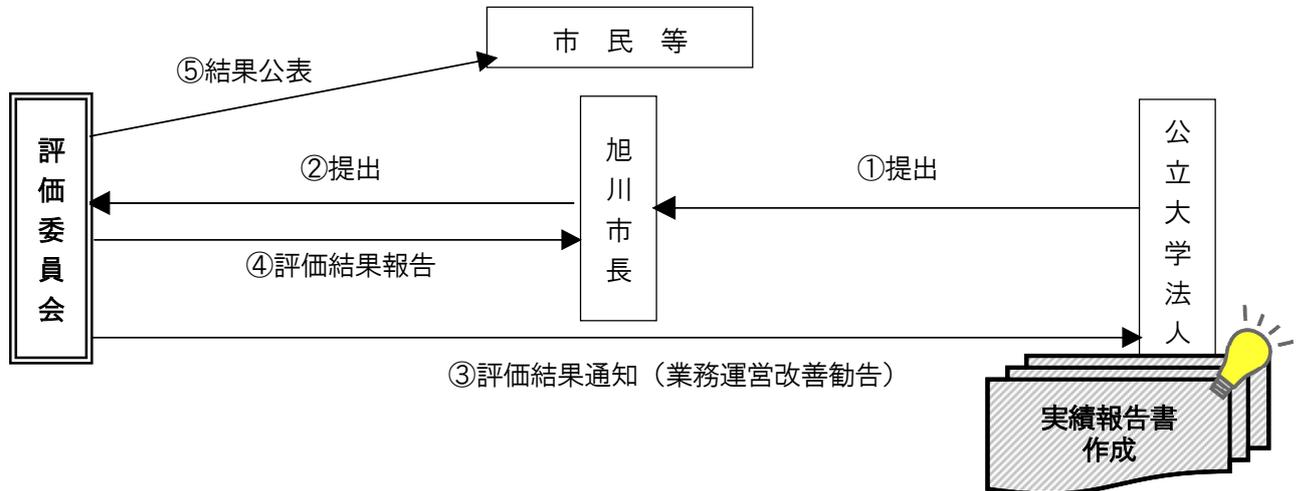


業務実績評価・役員報酬等意見手続きの流れ

1 業務実績評価

評価委員会は、中期目標期間における業務の実績に関する評価及び各事業年度に係る業務の実績に関する評価を行い、評価結果を公立大学法人に通知するとともに市長に報告する。

また、必要に応じ、公立大学法人に対し、業務運営の改善勧告をすることができる。



2 役員報酬などの支払基準に対する意見の申出

評価委員会は、公立大学法人が定める役員報酬などの支払基準について、市長に対して意見を申し出ることができる。

なお、評価委員会からの意見については、公立大学法人に伝達する。

